

## 新型コロナウイルス感染症のPCR検査に関しまして

新型コロナウイルス感染症の患者様が全国的に増えております。当院では発熱や呼吸器症状のある患者様を安全な環境で診療できるよう体制を整えております。

令和2年3月6日より新型コロナウイルスを診断する検査(PCR検査)が保険適用となりました。当院におきましても現在準備を進めており、国の指針に従い検査を開始する方針です。以下の患者様が対象となります。

### 検査対象となる患者様

- ・ 帰国者・接触者相談センター(南多摩保健所)で検査が必要と判断された方 (※)
- ・ 原因のはっきりしない肺炎で、入院を必要とする方

(※) 相談センターにご連絡いただき、条件に合致するとセンターから当院に検査依頼が行われます。  
相談センター(南多摩保健所) 電話番号：042-371-7661

逆に、以下にあげるような案件をご希望の患者様につきましては検査対象となりません。

### 検査対象とはならない患者様

- ・ 会社から、新型コロナウイルス感染症ではない証明書をとってくるよう言われた。
- ・ 症状は軽いが、自分がコロナかもしれず、家族にうつすのが心配だ。
- ・ 症状は軽いが、早く診断をつけて早期治療をしてもらいたい。

インフルエンザと違い、新型コロナウイルスは特效薬がなく、早期診断を行っても特に有効な治療はありません。症状の軽い患者様におかれましては、ご自宅で安静を保ち、家庭内での感染予防(手洗い、うがい、咳があるときのマスク、室内の拭き掃除など)に努めていただき、症状が長引く場合・悪化する場合にはかかりつけ医にご相談ください。

感染制御室長  
常松 健一郎